

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり業務提案書の提出を招請します。

2022年6月10日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 前田 信弘

1 業務概要

(1) 業務名 首都高開通 60 周年記念広報に関する業務

(2) 業務内容

本業務は、首都高開通 60 周年を記念して、これまでのお客さまのご支援・ご協力に改めて感謝を伝えるために記念広報を実施し、これからの事業についてもより深いご理解・ご支援を賜ることを目的とする。

業務の分類は次のとおりである。

- ① 首都高開通 60 周年特設サイトの制作、運用等
- ② 首都高開通 60 周年の広報に寄与する動画の企画・制作・広告の実施
- ③ 首都高開通 60 周年を記念するオリジナル壁紙・Web 会議背景の制作
- ④ 本業務に係る企画会議等の打合せ及び資料の作成
- ⑤ 本業務を遂行するに当たり必要となる一切の手続の実施

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から 2023 年 3 月 31 日（金）まで

(4) その他

本業務は、提出された業務提案書を審査した結果、業務提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。

2 競争参加資格

(1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成 23 年準則第 1 号）第 73 条の規定に該当しない者であること。

(2) 1 都 3 県（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）のいずれかに本社、支社又は営業所等の拠点を有すること。

(3) 2017 年度以降に完了した、下記①及び②の業務を行った実績があること。ただし、参加表明書等の提出期限日において、契約履行中であっても、この業務の実績があれば可とする。

① 企業サイトの制作・運營業務

② 動画制作業務

※①と②は同一の業務でなくてもよい。ただし、①及び②のいずれかは、高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡）、高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州）、国、地方公共団体、独立行政法人又は自動車、鉄道、航空などの運輸交通系の会社にて行った実績がなければならない。

3 業務提案書等の評価基準

(1) 提案内容に係る評価項目

- ①実績及び実施体制
- ②本業務の目的の理解度、実現性、独自性等

(2) 業務責任予定者のプレゼンテーションに係る評価項目

説明の的確さ、質問に対する応答性、コミュニケーション力等

(3) 最低限の要件を満足しない場合は、契約の相手方としない場合がある。

4 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社 財務部契約課 (担当：中山)

〒100-8930 東京都千代田区霞が関 1-4-1 (日土地ビル 8 階)

TEL:03-3539-9319

(2) 業務提案書作成要領等の交付期間、交付方法等

①交付期間：2022年6月10日(金)から2022年6月29日(水)午後3時まで

②交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法(CD-R等の配布)により無償で交付するので、上記(1)の担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ(入札公告等)

<https://www.shutoko.co.jp/business/bid/>

③交付資料のダウンロード操作手順：上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報(会社名、担当者名、連絡先等)を入力する。登録確認メール(ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知)を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3) 参加表明書等の提出方法等

①提出方法：持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、事前に上記(1)まで連絡すること。なお、郵送で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

②提出場所：上記(1)に同じ。

③提出期限：2022年6月29日(水)午後3時。ただし、郵送の場合の提出期限は、6月28日(火)とする。

④受付時間：午前10時から午後4時までの休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に定める行政機関の休日をいう。)を除く毎日(正午から午後1時までの時間を除く。)とする。ただし、最終受付日は午後3時までとする。

⑤提出資料

イ 参加表明書

ロ 業務提案書

ハ 見積書(他の資料とは別に厳封の上、提出すること。)

ニ 2(3)を確認するための書類

ホ 登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)又はその写し(証明年月日が資料

提出日の3か月以内であること。)

へ 法人の場合は、財務諸表類（資料提出日の直前1事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及注記表）、それ以外の場合は、財務諸表類に準じた書類

ト 納税証明書又はその写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用、証明年月日が資料提出日の3か月以内であること。)

チ 会社の概要及び業務内容（パンフレット等）

5 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(2) 契約書の作成要否 要

(3) 支払条件 完納払い

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は4(1)に同じ。

(5) 詳細は業務提案書作成要領による。

以 上